

# 仙台市浄化槽指導要綱

(平成 7 年 3 月 27 日市長決裁)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、法令その他の規定に定めがあるもののほか、浄化槽の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）及び法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされるもの（以下「みなし浄化槽」という。）をいう。
- (2) 排水設備 トイレ、台所、浴室等から排出されるし尿及び雑排水（みなし浄化槽にあってはし尿に限る。）を浄化槽本体に流入させ、又は浄化槽で処理した汚水を放流するための管きよ、ますその他の排水施設をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## (設置等の届出)

第 3 条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（法第 5 条第 1 項の規定に基づき浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年厚生省・建設省令第 1 号。以下「省令」という。）第 2 条で定める軽微な変更を除く）をしようとする者（以下「浄化槽設置者」という。）は、次の表の左欄に掲げる法令の規定の適用区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める浄化槽設置届出書（省令第 3 条第 1 項関係）又は浄化槽変更届出書（省令第 4 条第 1 項関係）（以下「浄化槽設置届出書等」という。）の提出部数をもって市長へ提出するものとする。

法第 5 条第 1 項	3 部
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）	3 部

2 浄化槽設置者は、前項の浄化槽設置届出書に様式 1 に定める浄化槽設置場所調査依頼書を添付し、市長の浄化槽設置場所の調査を受けるものとする。

3 市長は、前項の調査について別に定める機関に実施させることができる。

(審査結果の通知)

第4条 市長は、浄化槽設置届出書等を受理したときは、次条及び第6条に照らし、適当な場合は様式2に定める印を浄化槽設置届出書等に押印し、不適当な場合は様式3により浄化槽設置者へ通知するものとする。

(設置場所及び放流先の基準)

第5条 浄化槽の設置場所及び放流先の基準は、次によるものとする。

- (1) 浄化槽の設置場所は、保守点検及び清掃に支障の生じない十分な広さが確保される場所であること
- (2) 放流先である側溝、下水管等は十分な勾配があり、滞留の恐れのない状況となっていること

(浄化槽の容量及び構造等)

第6条 浄化槽の容量・構造等は、法及び建築基準法によるほか、次によるものとする。

- (1) 浄化槽処理水の処分に際し、地下浸透を行わないこと
- (2) 同一の設置者による隣接する二以上の建築物の浄化槽は、やむを得ない場合を除き、併せて処理対象人員を算定し、一の浄化槽を設置すること
- (3) 合併処理浄化槽の処理対象人員の算定に当たっては、計画汚水量（単位  $m^3$ ／日。財団法人日本建築センターが発行する「浄化槽の構造基準・同解説」において「算定単位当たりの汚水量及びBOD参考値」として掲げる汚水量を原則とする。）を0.2（単位  $m^3$ ／人・日）で除して求めた値が、昭和44年建設省告示第3184号（JIS A 3302）に基づいて求めた値より大きい場合は、この値を処理対象人員とすること。ただし、各槽の容量の設計計算に処理対象人員  $n$  を用いない場合はこの限りではない。
- (4) 騒音、振動、悪臭等によって近隣に迷惑を与えないような措置を講ずること
- (5) 浄化槽の付近には、清掃後の水張り及び保守点検後の衛生を保つための水道栓を設けること
- (6) 浄化槽の上部を他の用途に供さないこと。ただし、保守点検、強度、安全等を考慮できる場合はこの限りではない。
- (7) かさ上げは、原則として30センチメートル以下とすること

(排水設備の設置等の基準)

第7条 浄化槽の排水設備の設置等の基準は、仙台市浄化槽事業条例施行規則（平成16年仙台市規則第74号）第8条の規定の例によるものとする。

(計画の中止)

第8条 浄化槽設置者は、浄化槽設置届出書等に記載された計画を中止する場合は、様式4に定める浄化槽設置届出書等取下願を市長へ提出するものとする。

(使用開始の報告)

第9条 法第10条の2第1項の規定に基づき浄化槽管理者が当該浄化槽の使用開始の日か

ら 30 日以内に市長に提出しなければならない報告書の様式は、様式 5 に定める使用開始報告書のとおりとする。

(変更の届出)

第 10 条 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検の業務を委託する相手方を変更したときは、様式 6 に定める浄化槽届出事項変更届を市長へ提出するものとする。

2 法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき浄化槽管理者が同項の浄化槽の技術管理者を変更したときに市長に提出しなければならない報告書又は同条第 3 項の規定に基づき浄化槽管理者に変更があったときに市長に提出しなければならない報告書の様式は、様式 6 によるものとする。

(保守点検業者の契約締結等の報告)

第 11 条 保守点検業者は、浄化槽の保守点検等の契約を締結し、終了し、又は解約し、若しくは現に締結している契約の内容を変更した場合は、様式 9 に定める浄化槽保守点検契約届により市長へ報告するものとする。ただし、従前と同一の内容で契約を更新する場合にあっては、その旨を口頭で報告することをもって足りる。

2 前項の規定による報告は、毎月 10 日までに、その前月中に締結し、終了し、又は解約し、若しくはその内容を変更した保守点検等の契約について行うものとする。

(保守点検)

第 12 条 浄化槽管理者は、浄化槽及びその附加施設の保守点検を月 1 回以上行うものとする。

(公設浄化槽についての適用除外)

第 13 条 第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条、第 10 条並びに第 11 条の規定は、仙台市浄化槽事業条例（平成 15 年仙台市条例第 63 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する公設浄化槽には、適用しない。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

(要領の廃止)

2 仙台市浄化槽取扱要領（昭和 61 年 6 月 23 日）は、廃止する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 13 年 3 月 21 日改正）

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日改正）

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 1 月 11 日改正）

この改正は、平成 18 年 2 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日改正）

この改正は、令和 元年 5 月 1 日から実施する。